

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件に関する意見募集の結果について

令和8年4月22日
観 光 庁

観光庁では、令和8年2月27日（金）から令和8年3月28日（土）まで、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する観光庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも観光行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和8年2月27日（金）～令和8年3月28日（土）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：e-Gov、電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見数

提出意見数 5件

3. お問い合わせ先

観光庁参事官（旅行振興） 意見募集担当

電話番号 03-5253-8367

御意見及び観光庁の考え方

No.	御意見（原文）	御意見に対する考え方
1	<p>経済を回すためには労働力が不可欠ですが、今日本が進めているのは、大した労働力にならない人を連れ込んでいるだけです。これが原因で治安を悪化させています。</p> <p>技能実習生受入企業に帰国までの厳しい賠償責任付きの保証人制度を法律で義務化するまで中止すべきです。</p> <p>または海外労働者受入の補助金廃止か契約期間満了して帰国してから補助金出す制度に早急に変更すべきです。</p> <p>毎日のように不法残留、窃盗目的の来日、外国人同士の暴力事件が発生しており、外国人を就労させるリスクは十分に理解しているにもかかわらず、就労させる人間にも罰則が必要です。</p> <p>技能実習と言いながらただの派遣事業で報酬を受け取っている人間がいます。</p> <p>そこに天下りの官僚も関係しているはずですよ。</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関係省庁と連携の上、引き続き制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
2	<p>本改正案に賛成いたします。</p> <p>また、概要の2番目「一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、接待を行わせないための必要な措置を講じていること」は公私の機関においてももちろん必要と考えますが、同時に、自ら進んで接待を行った一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人への罰則の制定も必要と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人の保護の法律ばかりが先行しておりますが、一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人が罪を犯した場合も同様に検討しておかないと有事の際に対応が遅れます。</p>	<p>一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人が行う接待行為が、出入国管理及び難民認定法第19条第1項の規定に違反すると評価できる場合には、罰則が科され得ることとなります。</p> <p>なお、出入国管理及び難民認定法や本告示等で定める基準に基づき、宿泊分野の特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の適正な履行の確保や適合一号特定技能外国人の支援計画の適正な実施の確保を行う必要があります。</p>

	<p>きちんと国外追放などの対応が取れるように、事前に準備を徹底するようご検討をお願い申し上げます。</p>	
3	<p>「必要な協力」はどのような協力を明確されたい。また、「必要な協力」は任意協力なのか、法律で義務付けられている強制協力なのかを明確されたい。</p> <p>そして、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第32条1項）ため、「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」（行政手続法第32条2項）。</p> <p>そうすると、「必要な協力」は任意の行政指導であれば、「必要な協力」を行わないだけで本邦の公私の機関が基準に満たせず契約できないことは不利益な取扱いといわなければならない。</p> <p>仮に国土交通大臣の委託を受けた者は行政機関でなくても、実質的には国土交通大臣の指導といえる。</p> <p>したがって、本改正案は行政手続法第32条2項に反し、廃案とすべきである。</p>	<p>「必要な協力」に明確な定義はございませんが、例えば、国土交通省が行う調査に回答するといった協力を想定しております。</p> <p>また、宿泊分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）及び規約第8条第1項に基づき定めている『宿泊分野特定技能協議会の運営について』においても、協議会に対し必要な協力を行うことと規定しており、『宿泊分野特定技能協議会の運営について』では「協議会は、その決議により、前項の各事項を遵守しない特定技能所属機関等を退会させることができる。」とされております。</p>
4	<p>一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。）を行わせないための「必要な措置」を講じていることについて、「必要な措置」を明確されたい。</p> <p>また、現行の「接待を行わせないこと」としては不十分か。</p>	<p>「必要な措置」とは、例えば、事業者ごとに接待防止マニュアルを作成し、それに則った対応をすることなどを想定しており、改正によりさらに実効性を担保することとしております。</p>

※寄せられた御意見5件のうち、1件については本件の対象外（他産業に関する意見）であるため、集計から除外しております。